

第29回広島市障害者水泳大会 規則及び申し合わせ事項

1. 競技規則

本大会は、令和8年度(公財)日本水泳連盟競泳競技規則に準じ、全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)及び本大会申し合わせ事項に基づき実施する。

2. 競技方法

- (1) 各組ごとのタイムレース決勝とする。出場人数により複数の障害区分および男女を統合し競技を行うことがあるが、記録の処理および表彰は障害区分ごととする。
- (2) すべての選手において水中スタートまたは飛び込みスタートを選択できるが、飛び込みをする場合、スタート台からはできない。1段目の白い部分から飛び込みを行うこと。(安全管理上のため禁止)
- (3) 水中からスタートする場合は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的な理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。(詳細は要相談)
- (4) 背泳ぎにおいて身体的な理由により両手でスターティンググリップをつかめない競技者は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ壁側を向いた状態からスタートしなければならない。(詳細は要相談)
- (5) スタートは一回のみとし、やり直しは行わない。他の選手がフォルススタート(違反)した場合でも、出発合図員の号砲にてスタートすること。違反した選手は失格となる。
- (6) 身体障害によりやむ得ないと認められた場合は、各泳法の規則を緩和することができる。

3. 招集

- (1) 招集所(会議室 3)で行い、招集は各レースの 20 分前から開始し、10 分前で完了とする。
- (2) 招集に遅れた選手は棄権とみなし、レースに出場できなくなる事があるので気をつけること。なお、前のレースで招集が間に合わない場合は、最初のレースの際に申告すること。
- (3) レース時間は競技の進行の都合により変更となることがある。選手は、競技役員や放送の指示に従って行動すること。
- (4) 選手は、招集時に主催者が用意した名札を必ず携帯すること。
- (5) 障害区分23の競技者の装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が確認する。確認後はそのゴーグルを競技開始から競技終了まで外してはならない。

4. 更衣・服装

- (1) 本来の規則は世界水泳連盟公認の水着を着用することとなっているが、本大会では競技に有利にならない限り水着の指定はしない。
- (2) 傷口が開いていたり、テーピングや絆創膏を必要とする傷害のある状態で出場を希望する選手は、受付や招集所に申し出て、審判長より許可を得ること。
- (3) 更衣は、更衣室を利用すること。異性の介助を必要とする者は、専用の更衣室を使用すること。
- (4) 更衣室および競技エリア以外では、水着および裸足の状態で歩きまわらないこと。ただし、招集所が土足エリアになるので、履きやすい靴、体温調節できる服装等を準備すること。

5. ウォーミングアップ

- (1) ウォーミングアップは11:00～12:00、公式スタート練習は 11:30～12:00 で行う。
- (2) 障害種別により使用レーンを指定する。
- (3) ビート板等の練習用具の使用はできない。

6. 介助等

- (1) 2階フロアは競技エリアとなるため、更衣や介助が必要な人は申込時に介助申請し、介助ビブスを着用すること。
- (2) タッピングが必要な場合(障害区分23または24)は、事前に申請すること。

7. 撮影

- (1) 介助者又は同伴者による競技エリアでの撮影は禁止する。
- (2) 撮影は、観覧スタンドから行うこと。
- (3) フラッシュ撮影は禁止する。

8. 開閉会式・表彰式

- (1) 開会式は、12:30～選手待機所(会議室 1・2)、閉会式は、競技終了後プールサイドで行う。
- (2) 開会式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。
- (3) 表彰式は、各組の競技終了後にプールサイドで順次行う。
- (4) 表彰は、1位から3位にメダル、それ以外の競技者に敢闘賞の賞品を授与する。

9. その他

- (1) 更衣室のロッカーは必ず施錠し、貴重品については各自が責任を持って管理すること。
- (2) 競技中の事故・疾病については、応急処置のみとし、その他の責任は負いかねないので各自十分注意すること。